

熊本大学 総合情報基盤センター 規則

規則第 24 号

熊本大学総合情報基盤センター規則を次のように定める。

平成 14 年 2 月 28 日

熊本大学長江口吾朗

熊本大学総合情報基盤センター規則

(趣旨)

第 1 条この規則は、熊本大学学則（以下「学則」という。）第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき、熊本大学総合情報基盤センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第 2 条センターは、熊本大学（熊本大学医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。）における計算機システムと情報通信ネットワークを有機的に結合した情報基盤の中核組織として、情報処理に関する研究を行うとともに、情報に関する研究支援及び情報基礎教育の実施並びに計算機及びネットワーク機器の提供・管理運用を担い、もって本学の教育研究の進展を図り、また情報技術による地域連携を推進することを目的とする。

(業務)

第 3 条センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報通信技術と情報処理技術の研究に関すること。
- (2) 学術情報の処理及び提供における計算機システムの利用に関すること。
- (3) 学内外に提供する情報サービスシステムの研究及び開発に関すること。
- (4) 科学技術計算及びデータ処理の研究開発に関すること。
- (5) 情報基礎教育の教材作成及び実施に関すること。
- (6) 情報基礎教育における計算機システムの利用に関すること。
- (7) 熊本大学情報ネットワークシステムの基幹ネットワークの管理運営及びネットワークに関する技術指導に関すること。
- (8) ネットワーク及び計算機システムにおけるセキュリティー全般に関すること。
- (9) 衛星通信による映像交換を中心とした大学等間の情報通信ネットワークであるスペース・コラボレーション・システムの利用に関すること。
- (10) 情報技術による地域連携の推進に関すること。
- (11) その他本学の情報化推進に関すること。

(研究部門)

第 4 条センターに、次に掲げる研究部門を置く。

- (1) 計算機援用教育研究部門
- (2) メディア情報処理研究部門
- (3) ネットコミュニケーション研究部門

(職員)

第 5 条センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

(センター長)

- 第 6 条センター長の選考は、本学専任の教授のうちから、第 8 条に定める委員会の推薦に基づき、学長が行う。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
 - 3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
 - 4 センター長に欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
 - 5 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(専任教員の選考)

第 7 条専任教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会の設置)

第 8 条センターの管理運営に関する事項を審議するため、熊本大学総合情報基盤センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第 9 条委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 附属図書館長
- (3) 生涯学習教育研究センター長
- (4) 大学教育研究センター長
- (5) 各学部、大学院自然科学研究科、医学部附属病院及び医療技術短期大学部から選出された教授各 1 人
- (6) センターの専任の教授
- (7) その他学長が必要と認めた教授 3 人

2 前項第 5 号及び第 7 号の委員は、学長が委嘱する。

3 第 1 項第 5 号及び第 7 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。4 第 1 項第 5 号及び第 7 号の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(委員会の審議事項)

第 10 条委員会は、次に掲げる事項について審議し、及び教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の規定により教授会の権限に属させられた事項を行う。

- (1) センターの業務に関すること。
- (2) センター長候補者の推薦に関すること。
- (3) その他管理運営に関する重要事項

2 センター長は、教員の採用及び昇任のための選考について委員会が審議する場合において教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、意見を述べることができる。

(委員長)

第 11 条委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 12 条委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。ただし、第 10 条第 1 項第 2 号及び教育公務員特例法の規定により教授会の権限に属させられた事項に係る議事については、出席した委員の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

(意見の聴取)

第 13 条委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 14 条委員会に、センターの運営に係る専門の事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 15 条センター及び委員会の事務は、原則として総務部研究協力課において処理する。ただし、教育に係るものについては、学生部教務課においてそれぞれ処理する。

(雑則)

第 16 条この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 熊本大学総合情報処理センター規則（平成 2 年 6 月 8 日制定）は、廃止する。
- 3 この規則施行後、最初に任命されるセンター長は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則により選考されたものとみなす。
- 4 この規則施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第 9 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日までとする。